令和６年度第２回　八千代市障害者自立支援協議会

日時：令和６年１１月２８日(木)
　　１０時００分から
場所：八千代市福祉センター４階　第３・４会議室

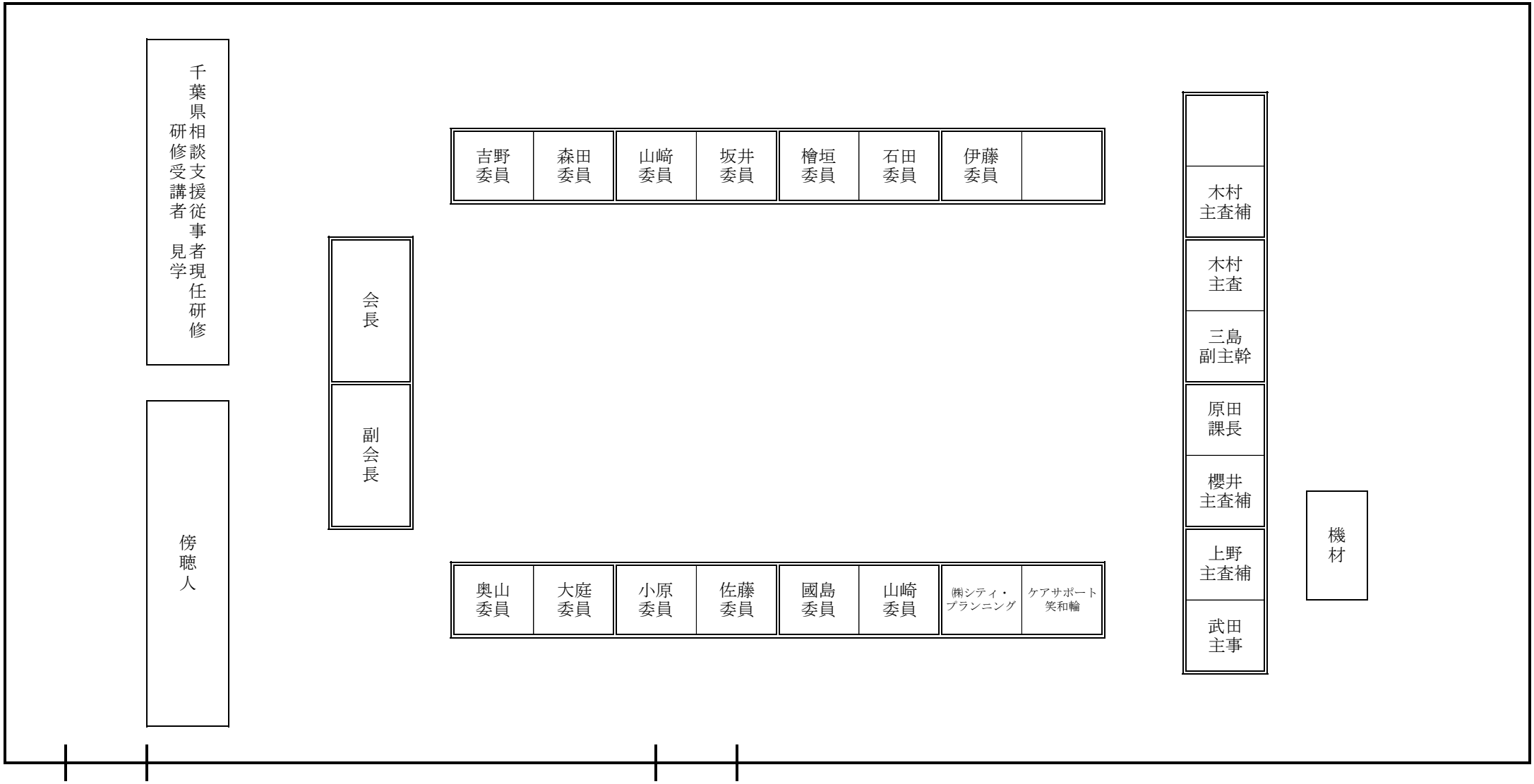

令和６年度第２回
八千代市障害者自立支援協議会次第

日　時　令和６年１１月２８日（木）１０時００分から

場　所　八千代市福祉センター4階 第3･4会議室

１　開会

２　議題

⑴八千代市第６次障害者計画の策定について

⑵地域生活支援拠点等について

⑶各分科会の活動について

⑷その他

３　事務連絡

４　閉会

八千代市障害者自立支援協議会　委員名簿

	委員名	所　　属	分　野
1	小野　美果	八千代市身体障害者福祉会	障害者等及びその家族
2	木﨑　早苗	八千代地域生活支援センター	指定相談支援事業者を代表する者
3	伊藤　則之	なごみの家	指定相談支援事業者を代表する者
4	吉野　眞里子	特定非営利活動法人　にじと風福祉会	指定相談支援事業者を代表する者
5	佐藤　翼	社会福祉法人　実のりの会　ビック・ハート	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
6	小原　正律	ふる里学舎八千代	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
7	奥山　琢	社会福祉法人　八千代翼友福祉会　きざし	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
8	西澤　昇太郎	障害者支援施設　作山更生園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
9	國島　弘	障害者就業・生活支援センターあかね園	指定障害福祉サービス事業者を代表する者
10	福田　成美	八千代市児童発達支援センター	指定障害児通所支援事業者を代表する者
11	森田　美惠子	まめの木	指定障害児通所支援事業者を代表する者
12	宍倉　富子	グリーンヒルキッズゆりのき台	指定障害児通所支援事業者を代表する者
13	山﨑　いずみ	八千代市母子保健課	保健機関を代表する者
14	門倉　眞人	八千代病院	医療機関を代表する者
15	坂井　里衣	八千代市教育委員会指導課	教育機関を代表する者
16	阿利　泰子	千葉県立八千代特別支援学校	教育機関を代表する者
17	山崎　馨子	船橋公共職業安定所　専門援助部門	障害者を雇用する法人を代表する者
18	小竹　祐二	身体障害者福祉会　きらめき支援センター	障害者団体を代表する者
19	石田　和美	八千代精神障害者家族会かたくり会	障害者団体を代表する者
20	大庭　久美	八千代市手をつなぐ親の会	障害者団体を代表する者
21	林　眞晟	船橋人権擁護委員協議会	権利擁護関係団体を代表する者
22	仲村　亜矢子	八千代市社会福祉協議会	権利擁護関係団体を代表する者
23	檜垣　昌也	聖徳大学短期大学部保育科	障害福祉に関する学識経験を有する者

○八千代市障害者自立支援協議会設置要綱

制定　平成１９年３月３０日告示第　４４号
改正　平成２４年３月３０日告示第　９１号
平成２５年３月　１日告示第　２８号
令和　３年４月１９日告示第１７３号
令和　４年１月　５日告示第　　１号

（設置）

第１条　障害者及び障害児（以下「障害者等」という。）への支援の体制の整備を図るため，障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）第８９条の３第１項の規定により，八千代市障害者自立支援協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

（平２４告示９１・平２５告示２８・一部改正）

（所掌）

第２条　協議会は，次に掲げる事項を所掌する。

⑴　処遇困難事例への対応のあり方の協議及び調整に関すること。

⑵　地域の関係機関によるネットワーク構築等に向けた協議に関すること。

⑶　地域の社会資源の開拓及び改善に関すること。

⑷　障害福祉計画に関すること。

⑸　その他障害者等への支援の体制の整備に関すること。

（平２４告示９１・一部改正）

（組織）

第３条　協議会は，委員２５人以内をもって組織する。

２　委員は，次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

⑴　障害者等及びその家族

⑵　指定相談支援事業者を代表する者

⑶　指定障害福祉サービス事業者を代表する者

⑷　指定障害児通所支援事業者を代表する者

⑸　保健機関を代表する者

⑹　医療機関を代表する者

⑺　教育機関を代表する者

⑻　障害者を雇用する法人を代表する者

⑼　障害者団体を代表する者

⑽　権利擁護関係団体を代表する者

⑾　障害福祉に関する学識経験を有する者

（平２４告示９１・平２５告示２８・一部改正）

（任期等）

第４条　委員の任期は２年とする。ただし，補欠委員の任期は，前任者の残任期間とする。

２　委員は，再任されることができる。

（会長及び副会長）

第５条　協議会に会長及び副会長を置き，委員の互選により定める。

２　会長は，会務を総理し，協議会を代表する。

３　副会長は，会長を補佐し，会長に事故があるとき，又は会長が欠けたときは，その職務を代理する。

（分科会）

第６条　協議会は，その定めるところにより，分科会を置くことができる。

２　分科会に属すべき委員は，会長が指名する。

３　分科会に分科会長を置き，当該分科会に属する委員の互選により選任する。

（会議）

第７条　協議会の会議（以下「会議」という。）は，会長が招集し，会議の議長となる。

２　会議の議事は，出席委員の過半数で決し，可否同数のときは，議長の決するところによる。

３　前２項の規定にかかわらず，会長は，次の各号のいずれかに該当する場合は，書面を委員に送付して，可否を問い，その結果をもって，前項に規定する会議の議決に代えることができる。

⑴　天災その他避けることができない事故により委員が通常の交通手段によって会議に出席することが著しく困難となった場合

⑵　感染症その他の疾病の予防又はまん延の防止のため，委員が会議に出席することが適当ではない場合

⑶　前２号に掲げるもののほか会議に代えて書面による協議を行うことにつ

いて相当な理由がある場合

（令和４告示１・一部改正）

（秘密の保持）

第８条　委員は，職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

（平２５告示２８・一部改正）

（資料の提出等の要求）

第９条　協議会は，その所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは，関係者に対し，資料の提出，意見の開陳その他必要な協力を求めることができる。

（庶務）

第１０条　協議会の庶務は，障害者自立支援担当課において処理する。

（その他）

第１１条　この要綱に定めるもののほか，協議会の運営に関し必要な事項は，会長が定める。

附　則

（施行期日）

１　この告示は，平成１９年５月１日から施行する。

（令３告示１７３・一部改正）

（令和３年５月８日に委嘱される委員の任期の特例）

２　令和３年５月８日に委嘱される委員の任期は，第４条第１項の規定にかかわらず，同年１２月１９日までとする。

（令３告示１７３・追加）

附　則（平成２４年告示第９１号）

この告示は，平成２４年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年告示第２８号）

この告示は，平成２５年４月１日から施行する。ただし，第８条の改正規定は，公示の日から施行する。

附　則（令和３年告示第１７３号）

この告示は，公示の日から施行する。

附　則（令和４年告示第１号）

この告示は，公示の日から施行する。

案

八障協第　　号
令和６年１１月　　日

八千代市長
服　部　友　則　様

八千代市障害者自立支援協議会
会長　木　崎　早　苗

八千代市第6次障害者計画の策定に係る意見等

標記の件について，八千代市障害者自立支援協議会設置要綱第２条第１項第４号の規定に基づき，八千代市第 6 次障害者計画の策定に向けて，当該計画素案を基に検討を行いました。

取りまとめた結果を八千代市障害者自立支援協議会の意見を下記のとおり，当該計画策定に係る意見として提出します。

記

・意思疎通支援事業の，対象と事業内容の拡充を明記してほしい。

・重度心身障害者医療費助成に精神障害者保健福祉手帳 １ 級の人の医療費について言及がないのはなぜか。

・八千代市内に医療的ケア児等コーディネーターの配置について記載してほしい。

・バリアフリーマップの作成について，障害福祉のしおりに掲載するだけでなく、見やすく利用しやすいマップに工夫したうえでホームページ等広く周知してほしい。

・人材育成に関する内容を記載してほしい。（慢性的な人手不足の解消と共に、強度行動障害のある方への支援などの専門的知識を必要とする人材の育成を明記してほしい。）

地域生活支援拠点等コーディネーター業務年間集計　　（令和5年度）

受託事業者　：　ケアサポート笑和輪

1　緊急時支援前業務（入口支援）

事前登録の啓発	
3 回	11月8日：民生児童委員定例会（大和田・八千代台西北地区）・2月29日：八千代台4支会交流会

事前登録の受付												
			実人数	内訳（重複可，重心のカウントに注意※）								
				身体	重心	知的	精神	難病	発達	高次脳	医ケア	その他
登録者数	障害者	前年度末	4			4						
		新規										
		内，計画相談利用有										
		解除										
		今年度末	4			4						
	障害児	前年度末	1			1						
		新規										
		内，計画相談利用有										
		解除										
		今年度末	1			1						
登録解除の理由	障害者											
	障害児											

※１人において障害が複数ある場合は，各障害種ごとにカウントする。（実人数 ≦ 障害種別総数）

ただし，重度の身体障害と重度の知的障害の重複障害の場合は「重心」としてカウントし，身体障害と知的障害としてはカウントしない。

新規登録者の紹介経路	内訳	障害者支援課	福祉総合相談室	相談支援専門員	地域包括支援センター	家族会	医療機関	警察	障害福祉サービス事業所	その他	
	件数	3				1			1		

支援体制の構築

相談支援（延べ数）	相談者	対応方法							主な相談内容
		電話	訪問	関係機関との調整				その他（郵便・メール）	
				短期入所事業所	医療機関	障害福祉サービス事業所	その他（特学・役所）		
	本人								
	家族（介護者）	17	4			5	22	1	グループホーム・サービス内容等について
	関係機関	63	7			47	87	112	報告、情報共有、相談支援員への引継ぎ グループ支援ワーカーへの協力
	その他（　　）								
	合計	79	11			52	109	113	
	内数 夜間休日								
	内数 事前登録無し								

登録者の状態等確認（延べ数）	相談者	対応方法				
		電話	訪問	来所	他機関への訪問	その他（手紙）
	本人		5		3	
	家族（介護者）	6	9		3	3
	関係機関					
	その他（　　）					
	合計	6	14		6	3

登録拠点等担当者会議	開催日	所要時間	内　容
	4月25日 5月23日 6月20日	70分	基幹相談支援センター ・動向、今後の方向性 ・書式内容及び対応について等
	7月13日	30分	八千代市障害者自立支援協議会（全体会） ・地域生活支援拠点等事業実績報告 ・コーディネーター業務について
	12月8日	90分	令和5年度八千代市地域生活拠点等連絡会議 ・現状報告 ・参加事業所との情報共有

計画相談支援事業所への登録通知
1　人

※既に計画相談を利用している場合のみ

サービス等制度案内
4　人

2　緊急時支援業務

支援の実施										
相談支援（延べ数）	相談者		対応方法							主な発生事由及び支援内容
			電話	訪問	関係機関との調整				その他（　　）	
					短期入所事業所	医療機関	障害福祉サービス事業所	その他（　　）		
	本人									
	家族（介護者）									
	関係機関									
	その他（　　）									
	合計									
	内数	夜間休日								
		事前登録無し								

3　緊急時支援後業務（出口支援）

ケース会議	開催日	所要時間	出席者（事業所）	内　容

令和６年 11 月 28 日

災害時における避難行動要支援者の範囲見直しについて

八千代市地域防災計画の修正を今年度予定しており，避難行動要支援者の範囲について見直しを行う方針です。

●避難行動要支援者とは

「**要配慮者のうち、**災害が発生し、又は災害が発生するおそれがある場合に**自ら避難することが困難な者**であって、その円滑かつ迅速な避難の確保を図るため**特に支援を要するもの**」（災害対策基本法 49 条の 10）

●避難行動要支援者に対する取組

避難行動要支援者の名簿（避難行動要支援者名簿）を市で作成し，災害時の安否確認や避難支援に活用するとともに，避難行動要支援者を対象として個別避難計画の作成を進めています。

◆現在の八千代市の避難行動要支援者の範囲

・介護保険法に基づく要介護３以上の高齢者
・身体障害者手帳の交付を受け，障害の程度が１級～２級の障害者
・療育手帳の交付を受け，障害の程度がⒶからＡの２の障害者
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，障害の程度が１級の障害者
・その他特別の事情で避難支援を希望し，市長が認める者

◆【見直し後】八千代市の避難行動要支援者の範囲

・介護保険法に基づく要介護３以上の高齢者
・身体障害者手帳の交付を受け，**視覚・聴覚・肢体不自由・呼吸器機能に係る**障害の程度が１級～２級の障害者
・療育手帳の交付を受け，障害の程度が〇A からＡの２の障害者
・精神障害者保健福祉手帳の交付を受け，障害の程度が１級の障害者
・**指定難病医療費助成受給者または小児慢性特定疾病医療費助成受給者のうち，人工呼吸器等装着者**
・その他特別の事情で避難支援を希望し，市長が認める者

避難行動要支援者の範囲見直しとともに，医療的ケア児等に対する個別避難計画の作成や非常用電源の整備等について，より一層取り組んでまいります。